



鳥取労働局発表  
平成26年10月7日(火)



担当

鳥取労働局労働基準部賃金室  
室長 西山豊美  
室長補佐 加納稔  
電話 0857-29-1705

## 「臨時労働基準監督署長・公共職業安定所長会議」を開催

－ 鳥取県最低賃金の改正発効日に合わせて－

鳥取労働局長（かわの すみとも河野 純伴）は、鳥取地方最低賃金が、**10月8日（水）**から「**時間額677円**」に改正されるのを期に、同日、事業場を直接指導する労働基準監督署長と、求人において最低賃金以上の賃金を確認する必要がある公共職業安定所長を招集して、指導の強化を指示します。

その背景は、次のとおりで、改正後における事業場の遵法について指導を強化することとしました。

- ① 本年度の最低賃金の改正は、時間額表示となった平成14年度以降、過去最高の引上げ額（13円）であったこと。
- ② 本年6月に実施した「最低賃金に関する基礎調査」において、最低賃金が664円から677円に引き上がる場合に影響を受ける労働者は、調査対象の約8万人のうち、3.15%（2,600人）という結果であったこと。

○これまでの鳥取県最低賃金（地域別最低賃金）改正の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
時間額	630円	642円	646円	653円	664円	677円
引上げ額	1円	12円	4円	7円	11円	13円
引上げ率	0.16%	1.90%	0.62%	1.08%	1.68%	1.96%
発効日	H21. 10. 8	H22. 10. 31	H23. 10. 29	H24. 10. 20	H25. 10. 25	H26. 10. 8

### 【臨時労働基準監督署長・公共職業安定所長会議】

- 1 日 時 平成26年10月8日（水）9時45分から10時15分
- 2 場 所 鳥取労働局庁舎4F 大会議室（鳥取市富安2丁目89-9）
- 3 内容等
  - ・鳥取県最低賃金の改正に伴う監督指導等の強化について
  - ・業務改善助成金について

